

証券コード 8215
(発信日) 2024年6月7日
(電子提供措置開始日) 2024年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区湊二丁目4番1号
株式会社 銀座山形屋
代表取締役社長 小口弘明

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.ginyama.co.jp/news_category/general/



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主総会関連資料」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトの他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも記載しておりますので、以下によりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「銀座山形屋」又は「コード」に当社証券コード「8215」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従い、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区湊一丁目1番12号
H S B 鐵砲洲 1階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第80期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎受付開始時刻は午前9時を予定しております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記

②重要な会計方針及びその他の注記

したがいまして、本招集通知とあわせてお送りする事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎株主総会ご来場の株主様へのお土産は、とりやめております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



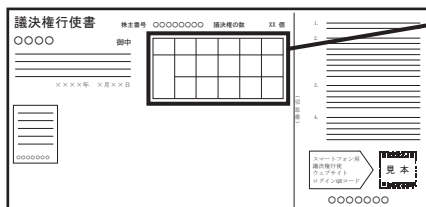
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

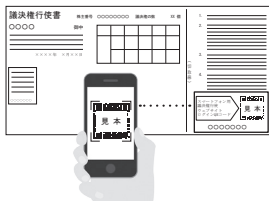
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

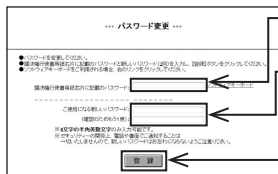
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行するなど、落ち着きを取り戻す中で、経済活動の正常化が進みました。一方、海外では引き続き不透明なウクライナ情勢や新たに中東情勢の緊迫化及び円安傾向による原材料価格やエネルギー価格の上昇など、先行き不透明な状況が続いています。

小売業界におきましては、一部消費財に賃金上昇を上回る物価上昇も見られる中で、消費者に節約志向が高まる一方、インバウンド消費は引き続き堅調に推移しました。

当社が属するスーツ業界は、労働人口の減少や就業スタイルの多様化等、需要が減少する中で、厳しい市場環境が続いております。

このような環境の中で当社グループは、猛暑及びそれに続く厳しい残暑の影響により、夏場から最大需要期である秋口にかけて受注・売上が弱含む場面がありましたが、年明け以降の受注・売上は概ね順調に推移しました。しかしながら損益面では人件費や材料費等の上昇を十分に吸収することができませんでした。

グループの店舗数につきましては、(株)ウィングロードにおきまして、丸の内店が東銀座へ移転しましたが、店舗数は27店舗と前期末と変わりませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37億85百万円（前期比0.8%増）と前連結会計年度を若干上回り、売上総利益につきましては21億3百万円（前期比0.6%減）と前事業年度を若干下回りました。また営業利益につきましては、販売費及び一般管理費が20億39百万円（前期比0.1%減）と前年よりも若干削減することができましたが、売上原価の上昇により64百万円（前期比13.0%減）となりました。

経常利益につきましては、受取配当金32百万円やその他21百万円等により1億11百万円の経常利益（前期比14.2%減）となりました。また親会社株主に帰属する当期純利益は90百万円となりました。

事業別売上状況

(小売事業)

小売事業につきましては、厳しい残暑の影響で最大需要期の秋口の受注・売上が苦戦しました。一方、年明け以降は価格見直しの効果もあり、比較的順調に受注・売上が推移しましたが、年度間を通じて前年を若干下回る結果となりました。

(卸売事業)

卸売事業につきましては、一部展示会の延期や中止の動きが見られましたが、新たな展示会先の獲得等により、前年を若干上回る結果となりました。

(受託縫製事業)

受託縫製事業につきましては、年度当初より加工賃の見直しを行った結果、前年を若干上回る結果となりました。

事業別売上高

(単位：千円)

区分	第79期（前期）		第80期（当期）		前期比
	2023年3月期		2024年3月期		
小売事業	2,236,525	59.5%	2,233,930	59.0%	△0.1%
卸売事業	923,173	24.6%	946,000	25.0%	2.5%
受託縫製事業	592,595	15.8%	601,402	15.9%	1.5%
その他	4,070	0.1%	3,720	0.1%	△8.6%
合計	3,756,363	100%	3,785,053	100%	0.8%

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は65百万円であり、主なものは店舗移転・工場機械設備・縫製機械購入等でありました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第77期 2021年3月期	第78期 2022年3月期	第79期 2023年3月期	第80期 2024年3月期
売 上 高	3,230 百万円	3,523 百万円	3,756 百万円	3,785 百万円
経常利益または経常損失(△)	△478 百万円	62 百万円	130 百万円	111 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△690 百万円	44 百万円	138 百万円	90 百万円
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	△400.10 円	25.66 円	80.49 円	52.46 円
総 資 産	4,459 百万円	4,390 百万円	4,220 百万円	3,819 百万円
純 資 産	2,308 百万円	2,220 百万円	2,215 百万円	2,261 百万円

- (注) 1. 第80期(当期)の状況につきましては、1. 企業集団の現況(1) 当事業年度の事業の状況をご参照ください。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第78期連結会計年度の期首から適用しており、第78期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	グループ内 位 置 付	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日本ソーイング㈱	製造会社	1億円	100%	紳士服・婦人服の受託縫製加工および受託加工・企画・受託加工販売
日本ソーイング福岡㈱	製造会社	1,000万円	100%	紳士服の受託縫製加工および受託加工販売
日本ソーイング東京受注センター㈱	販売会社	1,000万円	100%	紳士服・婦人服の受託加工販売
㈱ウィングロード	販売会社	5,000万円	100%	紳士服・婦人服・既製洋品等の店舗販売および職域販売
㈱銀座山形屋トレーディング	販売会社	5,000万円	100%	紳士服・婦人服等の卸売および無店舗販売
㈱銀座山形屋トレーディング 北 日 本	販売会社	1,000万円	100%	紳士服・婦人服等の卸売および無店舗販売・受託加工販売

会社名	グループ内位置付	資本金	議決権比率	主要な事業内容
㈱銀座山形屋トレーディング 西日本	販売会社	1,000 万円	100%	紳士服・婦人服等の卸売および 店舗販売・受託加工販売
ファクトリー玉野㈱	製造会社	1,000 万円	100%	休眠会社

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. ファクトリー玉野株式会社は2020年6月30日をもって日本ソーイング株式会社へ生産移管を行い、現在は休眠会社となっています。

(4) 対処すべき課題

就業スタイルの多様化に伴い、今後はスーツ需要の減少が想定されます。しかしながら、個人の嗜好の多様化やこだわりによるスーツ需要は今後高まると考えられます。

また、重衣料を取り扱う当社グループにとって、気温の上昇はスーツの需要動向に大きく影響すると考えております。特に廃棄物の多い業界と言われるアパレル業界において、受注により製造販売を行うオーダーメイドスーツは、既製服に比べ廃棄物が少ないビジネスモデルとして、サステナビリティ時代に適していると考えております。

当社グループは引き続き「メイドインジャパン」にこだわり、「オーダーメイドのプロ」としてお客様満足度の向上に努めてまいります。そしてメインブランドの「銀座山形屋ブランド」の「着易く・はき易い」服作りを磨いてまいります。併せてイタリアンテイストブランドである「サルトリアプロメッサブランド」、女性向けの「ミスターナブランド」、20歳代後半をターゲットにした「プレフブランド」の展開により、引き続き新たな顧客層の開拓に努めてまいります。また在宅勤務に対応するため、「GINZA YAMGATAYA(ギンザヤマガタヤ)」、「Sartoria Promessa(サルトリアプロメッサ)」では一昨年春より在宅勤務にも対応したストレスフリーなスーツ「Utility:Ultra Light Order」の取扱いを開始しております。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社8社(休眠1社含む)により構成されており、紳士服・婦人服アパレル製品の商品企画、製造、販売および靴・鞆・衣料雑貨品・服飾雑貨品・洋服生地等の販売ならびにソフトウェアの開発、販売、情報処理業務等を主な事業内容としており、当社は子会社の株式を所有することによる、当該会社の支配・管理を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社の事業所

会社名	事業所	所在地
(株)銀座山形屋	本社	東京都中央区

② 連結子会社

会社名	事業所	所在地
日本ソーイング(株)	本社	東京都中央区
	営業所	東京都練馬区
	工場	岩手県二戸郡一戸町
日本ソーイング福岡(株)	本社	東京都中央区
工場	福岡県飯塚市	
日本ソーイング東京受注センター(株)	本社	東京都中央区
(株)ウィングロード	店舗	東京都中央区 北海道2店舗・千葉県3店舗・埼玉県1店舗・ 東京都13店舗・神奈川県5店舗
	営業所	東京都中央区
(株)銀座山形屋トレーディング	本社	東京都中央区
営業所	東京都練馬区	
(株)銀座山形屋トレーディング 北日本	本社	東京都中央区
	営業所	札幌市北区・仙台市泉区・新潟市西区
(株)銀座山形屋トレーディング 西日本	本社	東京都中央区
	店舗	大阪市中央区2店舗・福岡市博多区1店舗
営業所	名古屋市昭和区・大阪市中央区・広島市西区・福岡市博多区	
ファクトリー玉野(株)	本社	岡山県玉野市

(注) ファクトリー玉野株式会社は、2020年6月30日付で日本ソーイング株式会社へ生産移管し現在は休眠会社であります。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
334 (142) 名	19 (▲26) 名

(注) 使用人数は従業員数であり、(外書)内は、パートタイマーの年間平均雇用人員(8時間換算)であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19 (0) 名	1 (－) 名	60.4歳	27.4年

(注) 使用人数は従業員数であり、(外書)内は、パートタイマーの年間平均雇用人員(8時間換算)であります。また、出向者16名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 3,570,600株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 1,804,471株
- ③ 株主数 3,790名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 カ ネ ヨ シ	560,000株	32.5%
山 形 政 弘	95,912株	5.6%
(株) O l y m p i c グ ル ー プ	86,900株	5.0%
G Y 会 持 株 会	84,400株	4.9%
B T C 協 同 組 合	56,500株	3.3%
田 邊 友 紀 恵	37,446株	2.2%
中 島 眞 喜 子	37,263株	2.2%
東京注文服専門店会協同組合	24,500株	1.4%
フレックスジャパン(株)	23,900株	1.4%
東京メンズアパレル協同組合	23,400株	1.4%

(注) 持株比率は自己株式（79,728株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
山 形 政 弘	代表取締役	会 長
小 口 弘 明	代表取締役	社 長
宮 澤 享 永	常務取締役	
長 沢 勝 也	取 締 役	
瀬 戸 山 英 児	取 締 役	管理部長
田 中 秀 文	取 締 役	
傳 田 秀 一	常勤監査役	
森 英 雄	監 査 役	(株)Olympicグループ社外取締役
大 野 芳 宏	監 査 役	(株)オー・アール・ディ代表取締役社長

- (注) 1. 取締役田中秀文氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役森英雄氏及び監査役大野芳宏氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、田中秀文、森英雄及び大野芳宏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役の報酬等の基本方針及び当該方針の内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は2021年3月10日開催の取締役会で次のとおり決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものと判断しております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、「安定した利益とキャッシュフロー」を出せる経営基盤を確立し持続的な収益力向上に努めることを基本としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社グループ会社の業績、経営等に対する責任の範囲や大きさ、在籍年数、当社グループ年俸社員昇給実績等および他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3) 業績連動報酬ならびに非金銭報酬等に関する方針（種類ごとの割合の決定に関する方針を含む。）

中長期的な業績と連動する報酬については、今後とも検討してまいります。

- 4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 取締役会は、代表取締役山形政弘に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1)	37,285千円 (3,578)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	9,535 (5,366)
合 計	9	46,820

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1986年4月28日開催の第41期定時株主総会において月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名であります。
 3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第50期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。各監査役の報酬等については、当該報酬額の範囲内において、業務の分担等を勘案し、監査役の協議にて決定するものとしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
 4. 支給額には、当事業年度に係る役員退職慰労金の支払に対する引当金繰入額（取締役に対し2,080千円、監査役に対し350千円）が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役森英雄氏は、株式会社Olympicグループの社外取締役であります。なお、当社の子会社は同社及び同社の子会社との間に不動産賃貸借取引及び商品取引の関係があります。
 - ・ 監査役大野芳夫氏は、株式会社オー・アール・ディの代表取締役であります。なお、当社は株式会社オー・アール・ディとの間に取引関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況等

区分	氏 名	取締役会（13回開催）	監査役会（4回開催）
取締役	田 中 秀 文	当事業年度開催の取締役会には13回出席いたしました。主に経営・管理の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に財務面から見た業績の状況、工場のコスト管理に関わる考え方等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	—
監査役	森 英 雄	当事業年度開催の取締役会には13回出席し、経営・管理の豊富な経験を生かし積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	当事業年度開催の監査役会には4回出席し、経営および管理の豊富な経験を通じて議案審議等に必要な意見を行っております。
監査役	大 野 芳 宏	当事業年度開催の取締役会には13回出席し、経営・管理の豊富な経験を生かし積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	当事業年度開催の監査役会には4回出席し、経営および管理の豊富な経験を通じて議案審議等に必要な意見を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 かなで監査法人

② 報酬等の額

	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,150千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,150千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である「かなで監査法人」から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 内部統制全般を担当する社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査を通じて業務方針・計画・手続きの妥当性及業務執行の有効性の確認を行っております。
 - 2) 法令遵守につきましては、担当取締役がコンプライアンス全体の総括責任者となり、管理部が当社グループのコンプライアンスを担当する体制となっております。
 - 3) 取締役会は毎月1回以上開催し、法令で定められた事項及び問題点の把握に努め、役職員の職務の適合性を確保する体制をとっております。
 - 4) 当社グループでは、匿名での通報を認めるとともに通報相談を受け付ける通報相談窓口を設けております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成し、必要に応じて取締役・監査役・会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態に管理する保存及び廃棄に関する文書管理規程により進めております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、代表取締役社長を当社グループ全体に関するリスク管理体制の総括責任者とし、管理部が当社グループ全体のリスク管理規程・リスク管理体制の構築及び運用を進めております。
 - 2) グループ会社の長である取締役及び使用人は、各社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社グループは持株会社制を採用しており、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図っております。
 - 2) 取締役及び監査役並びにグループ各社の代表取締役・幹部が出席する経営会議を毎月1回以上開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を監督し効率的な運営体制をとっております。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1) 持株会社である当社は、当社グループ全体の人事・総務・経理・財務を担当する管理部を設置しております。管理部はグループ各社の事業部門からは独立しており当社グループ全体の業務の適正を確保する体制を構築し運用しております。
 - 2) 取締役及びグループ各社の代表取締役・幹部が出席する経営会議を毎月1回以上開催しており、内部監査の状況及び法改正等について共有しております。また、当社との連携・情報の共有を保ちつつ、各社の規模・事業の特質を踏まえ、自律的に各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて各社への指導・支援を行っております。さらに、当社グループとして、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために、財務報告に係る内部統制体制を整備し、その適切な運用・管理を図っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、必要に応じ、内部監査室とグループ各社が連携をとり同使用人を置くこととしております。なお、同使用人の任命・異動・懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものであります。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等に関して、監査役から請求があった場合には、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) グループ各社の取締役及び使用人は、各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査役会に報告するものとしております。なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、グループ各社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものであります。
 - 2) 当社は、当社の監査役へ報告を行ったグループ各社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
 - 3) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会及びグループ各社の代表取締役が出席する経営会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じ各社の取締役及び使用人にその説明を求めております。また、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と連携をとり効果的な監査業務の遂行を図っております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度中における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであり、適切に運用されていることを確認しております。

- 1) 取締役会を13回開催し、重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、業務執行の監督を行いました。
- 2) 監査役会を4回開催し、各監査役の監督状況を報告するとともに内部監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行いました。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,741,025	流動負債	745,546
現金及び預金	1,010,887	買掛金	198,529
受取手形及び売掛金	419,300	未払金	113,020
商品及び製品	142,250	リース債務	1,856
原材料	87,996	未払法人税等	17,023
仕掛品	16,082	未払消費税等	52,090
その他	64,687	その他	363,025
貸倒引当金	△179	固定負債	811,790
固定資産	2,077,985	リース債務	234
有形固定資産	347,367	繰延税金負債	41,922
建物及び構築物	163,155	退職給付に係る負債	438,139
機械装置及び運搬具	38,527	役員退職慰労引当金	124,204
工具、器具及び備品	7,927	預り保証金	11,260
土地	137,755	資産除去債務	196,028
無形固定資産	36,888	負債合計	1,557,336
ソフトウェア	34,645	(純資産の部)	
電話加入権	2,243	株主資本	2,327,466
投資その他の資産	1,693,730	資本金	100,000
投資有価証券	987,781	資本剰余金	2,188,805
敷金及び保証金	556,705	利益剰余金	120,453
繰延税金資産	13,136	自己株式	△81,793
その他	136,599	その他の包括利益累計額	△65,791
貸倒引当金	△493	その他有価証券評価差額金	△65,791
資産合計	3,819,011	純資産合計	2,261,675
		負債・純資産合計	3,819,011

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,785,053
売上原価		1,681,112
売上総利益		2,103,940
販売費及び一般管理費		2,039,544
営業利益		64,395
営業外収益		
受取利息及び配当金	32,509	
受取手数料	791	
その他	21,683	54,984
営業外費用		
支払利息	1,319	
業務委託費	3,328	
その他	2,820	7,468
経常利益		111,911
特別利益		
投資有価証券売却益	38,898	38,898
特別損失		
減損損失	15,972	15,972
税金等調整前当期純利益		134,837
法人税、住民税及び事業税	20,852	
法人税等調整額	23,492	44,345
当期純利益		90,492
親会社株主に帰属する当期純利益		90,492

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日 残高	100,000	2,188,805	73,084	△81,624	2,280,265
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△43,122	-	△43,122
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	90,492	-	90,492
自己株式の取得	-	-	-	△168	△168
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	47,369	△168	47,201
2024年3月31日 残高	100,000	2,188,805	120,453	△81,793	2,327,466

	その他の包括利益累計額	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
2023年4月1日 残高	△64,298	2,215,966
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当	-	△43,122
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	90,492
自己株式の取得	-	△168
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	△1,492	△1,492
連結会計年度中の変動額合計	△1,492	45,708
2024年3月31日 残高	△65,791	2,261,675

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	970,000	流動負債	441,013
現金及び預金	870,224	未払金	174,108
売掛金	759	関係会社未払金	30,515
前払費用	6,146	未払法人税等	1,911
未収入金	4,899	未払消費税等	3,481
関係会社未収入金	87,759	未払費用	4,137
その他	211	預り金	3,759
固定資産	1,995,600	関係会社預り金	223,099
有形固定資産	379,687	固定負債	252,272
建物	69,121	繰延税金負債	84,585
構築物	2,998	退職給付引当金	78,240
工具、器具及び備品	4,392	役員退職慰勞引当金	89,446
土地	303,174	負債合計	693,286
無形固定資産	30,995	(純資産の部)	
ソフトウェア	29,821	株主資本	2,339,931
電話加入権	1,173	資本金	100,000
投資その他の資産	1,584,917	資本剰余金	2,188,805
投資有価証券	977,274	利益剰余金	132,918
出資金	3,140	利益準備金	39,690
関係会社株式	76,996	その他利益剰余金	93,228
関係会社長期貸付金	3,015,000	繰越利益剰余金	93,228
敷金及び保証金	225,526	自己株式	△81,793
保険積立金	98,793	評価・換算差額等	△67,617
その他	28,515	その他有価証券評価差額金	△67,617
貸倒引当金	△2,840,329	純資産合計	2,272,314
資産合計	2,965,600	負債・純資産合計	2,965,600

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		220,189
売 上 原 価		122,355
売 上 総 利 益		97,833
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		112,950
営 業 損 失		15,116
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	58,883	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	50,000	
そ の 他	5,740	114,623
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,000	
業 務 委 託 費	3,328	7,354
経 常 利 益		92,152
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	38,898	38,898
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	49,600	49,600
税 引 前 当 期 純 利 益		81,450
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,326	
法 人 税 等 調 整 額	4,668	11,995
当 期 純 利 益		69,455

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
			利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
2023年4月1日 残高	100,000	2,188,805	39,690	66,896	106,586
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	△43,122	△43,122
当期純利益	-	-	-	69,455	69,455
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	26,332	26,332
2024年3月31日 残高	100,000	2,188,805	39,690	93,228	132,918

	株 主 資 本		その他の包括利益累計額	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2023年4月1日 残高	△81,624	2,313,767	△65,806	2,247,961
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	△43,122	-	△43,122
当期純利益	-	69,455	-	69,455
自己株式の取得	△168	△168	-	△168
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	△1,811	△1,811
事業年度中の変動額合計	△168	26,164	△1,811	24,353
2024年3月31日 残高	△81,793	2,339,931	△67,617	2,272,314

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社 銀座山形屋
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	白 井 正
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	瀬 戸 卓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社銀座山形屋の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社銀座山形屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そ

のような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事

項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社 銀座山形屋
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 白井 正

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 瀬戸 卓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銀座山形屋の2023年4月1日から2024年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのよう

な重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項

を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月3日

株式会社銀座山形屋 監査役会

常勤監査役 傳 田 秀 一 ㊟

監 査 役 森 英 雄 ㊟

監 査 役 大 野 芳 宏 ㊟

監査役森英雄氏及び監査役大野芳宏氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第80期の期末配当につきましては、厳しい経営環境のもと、当期の業績及び今後の事業展開等を考慮し、ならびに安定した配当の維持等を勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円

配当総額 43,118,575円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 取締役1名選任の件

会社が対処すべき重点課題を達成するために、取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の株式数
くろ こうち あきこ 黒河内 明子 (1960年9月21日)	1994年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）柏木総合法律事務所入所 2009年1月 柏木総合法律事務所パートナー弁護士 2020年1月 柏木総合法律事務所代表弁護士（現任） 2023年6月 日本ロジテム株式会社社外監査役（現任）	一株

(注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏が所属する柏木総合法律事務所との間に法律顧問契約を締結しております。

2. 黒河内明子氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

黒河内明子氏は、過去に社外役員以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に高い専門性を有しており、豊富な経験を通じ企業経営について高度な法律面からのアドバイスを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 当社は本議案が承認された場合には、黒河内明子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

5. 当社は、本議案が承認された場合、黒河内明子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち、監査役大野芳宏が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の株式数
おの 野 芳 宏 (1957年1月19日)	1981年4月 (株)日本債券信用銀行(現(株)あおぞら銀行) 入行 1998年2月 (株)オリンピック(現(株)Olympicグループ) 入社 2000年5月 同社 取締役社長室長兼能力開発室長 2020年5月 同社 常勤監査役 2021年6月 (株)オー・アール・ディ代表取締役(現任) 2022年4月 当社仮監査役就任 2022年6月 当社監査役就任(現任)	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大野芳宏氏は社外監査役候補者であります。
3. 大野芳宏氏は、長年にわたり金融機関及び事業会社の取締役・監査役として業務及び経営に携わり、豊富な経験と知見を有しており、当社の監査に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、大野芳宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合は引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、大野芳宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としてあります。本議案が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
6. 大野芳宏氏は、現在当社の監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年2か月となります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区湊一丁目1番12号
HSB鐵砲洲 1階会議室



(交通機関) 「八丁堀駅 (JR京葉線)」 B3出口 徒歩3分

「八丁堀駅 (東京メトロ日比谷線)」 A2出口 徒歩5分